

都市計画法適合証明願に添付する図書

- 1 申請書（正副2通）
  - 1) 都市計画法適合証明願
  - 2) 都市計画法適合証明書
- 2 委任状
- 3 設計図書（すべて作成者の資格名及び氏名を記載したもの）
  - 1) 付近見取図
  - 2) 敷地の丈量図
  - 3) 配置図
  - 4) 各階平面図
  - 5) 立面図（2面以上）
  - 6) 造成計画断面図
- 4 地図証明書
 

電子化された地図又は地図に準ずる図面（いわゆる公図）の証明書とし、申請地及び周辺について記入、着色すること。
- 5 土地の全部事項証明書
 

4, 5については、申請書提出日の日付の3ヶ月前の同日付以後の発行のもととし、原本添付もしくは写しを添付する場合は、原本提示のこと。
- 6 自己申告書（建築物を必要とする理由をくわしく記載）
- 7 耕作証明書
- 8 耕作地の区域図（申請地との位置関係記入）
- 9 漁業者を証明する漁協等の証明書
- 10 漁場の区域図（申請地との位置関係記入）
- 11 漁具等の写真
- 12 借家証明書等
- 13 申請に係る業を営む資格の写し
- 14 事業計画書
- 15 市町の条例により管理する施設であることの申立書
- 16 都市計画法第34条第6号に基づく届出書
- 17 中小企業高度化事業に係る意見書提出依頼（中小企業協同組合等から商工労働部長宛）
- 18 中小企業高度化事業の変更に係る意見（商工労働部長から中小企業協同組合等宛回答）
- 19 新たに進出する企業の定款
- 20 新たに進出する企業の謄本
- 21 開発許可を受けた中小企業協同組合等の定款
- 22 開発許可を受けた中小企業協同組合等の謄本
- 23 開発許可通知書の写し
- 24 建築許可通知書（当初許可）の写し
- 25 造成面積と平均造成高を示す図書
- 26 排水同意（※行政指導により添付を求めるものです。）
- 27 その他知事が必要と認めたもの

証明が必要となるものの一例		添付図書等	摘要	
法第29条第1項	第2号	申請敷地の農家住宅	1～7,27	
		新設敷地の農業用倉庫	1～8,27	
		漁業者住宅	1～5,9～12,27	
	第3号	貨物自動車運送事業（令第21条第6号）	1～5,27	※1
		郵便事業株式会社（令第21条第11号）	1～5,27	
		国、都道府県等（令第21条第26号）	1～5,14,27	
		市、町等（令第21条第26号）	1～5,15,27	
		その他	1～5,27	
	第11号	日常生活に必要な物品の販売等	1～5,13,27	
		住宅展示場	1～5,27	※2
		敷地の拡大を伴う、線引き前からの既存建築物の建替え	1～5,27	
		線引き後に建築された旧都市計画法第29条第1項第3号の規定による社会福祉施設・医療施設・学校教育法による学校等の敷地内の建替え及び増築にかかもの	1～5,27	※3
		敷地面積が政令で定める規模以上のもので開発行為を伴わないもの	1～5,14,25,27	※4
	第2項	敷地面積が政令で定める規模以上のもので開発行為を伴わないもの	1～5,14,25,27	※5
		都市計画法第34条第6号による開発区域内に新たに進出する企業	1～5,14,16～23,27	
	条例宅地の用途変更	1～5,24,26		
	大規模既存集落内における住宅の用途変更	1～5,24,26		

- ※1 貨物自動車運送事業の証明は、証明書発行に時間がかかる場合があります。（地方運輸局に文書照会するため）
- ※2 平成元年1月26日付け住課第104号による。
- ※3 社会福祉施設等の証明は、証明書発行に時間がかかる場合があります。（所管課に文書照会するため。）
- ※4 市街化区域は500㎡（徳島市、阿南市、吉野川市、石井町は1,000㎡）、非線引き都市計画区域は3,000㎡以上のもの。
- ※5 都市計画区域外は10,000㎡以上のもの。